

小平市立小平第十一小学校 学校いじめ防止基本方針

平成30年6月1日改訂

(改訂箇所は下線部分)

1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子どもの心に永く深い傷を残すものであり、いじめほどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

(1) いじめを生まない、許さない学校づくり

＜いじめに関する子どもたちの理解を深める＞

子どもたちがいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業や児童会等による主体的な取組への支援を通じて、子どもたちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

(2) 子どもたちをいじめから守り通し、子どもたちのいじめの解決に向けた行動を促す

＜いじめられた子どもを守る＞

いじめられた子どもからの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた子どもを組織的に守り通す取組を徹底する。

＜子どもたちの取組を支える＞

周囲の子どもたちが、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の子どもへの発信を促すための子どもたちによる主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた子どもを守り通す。

(3) 教員の指導力の向上と組織的対応

＜学校一丸となって取り組む＞

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応を行う。

＜社会総がかりで取り組む＞

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

2 いじめ防止に関する学校の組織体制等

(1) 「学校いじめ対策委員会」の構成

- 【経営会議】 校長、副校長、主幹教諭3名、スクールカウンセラー
- 【生活指導部】 部員9名

(2) 「学校いじめ対策委員会」の校内組織等の位置付け等

○校内経営会議において「学校いじめ対策委員会」を置き、週1回の話し合いを行う。また、生活指導部におけるいじめ防止対策においても話し合う。

(3) 「学校いじめ対策委員会」の主な取組内容 【実施予定時期等も記載する。】

- 【経営会議】
 - ・学校全体のいじめの発生状況把握や解決策の検討（通年）
- 【生活指導部】
 - ・生活指導連絡会を活用した全学年におけるいじめ発生状況の確認（通年）

- ・アンケート作成と実施、集計（6月、11月、2月）
- ・解決策の立案（随時）
- ・いじめ防止研修の企画・運営（夏季、月2回程度の生活指導連絡会）
- ・いじめ防止授業の提案、集計等（6月、11月、2月）

(4) 「学校サポートチーム」の構成（役職等）

- 校長、副校長、生活指導主任、小平警察署スクールサポーター2名、主任児童委員、青少対十一小地区委員会会長

(5) 「学校サポートチーム」の主な取組内容

- 学校のいじめ発生状況及び対応状況の情報共有
- 対応等に対する意見交換
- 関係機関の対応策の立案

3 4つの段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ①いのちの学習の実践（通年）
- ②道徳科及び学級活動等におけるいじめ防止授業の実施（年3回）
- ③児童会による「いじめ防止標語」募集と表彰、標語の掲示
- ④SNS 十一小ルールの見直しと確認、全校児童への指導
- ⑤SNS 十一小ルールを基にした家庭のルールづくり啓発
- ⑥あいさつ運動の実施
- ⑦教職員対象の研修会実施による資質向上

(2) 早期発見のための取組（いじめ見逃し「ゼロ」のための取組）

- ①スクールカウンセラーによる5年生の全員面談
- ②週1回のスクールカウンセラーによる児童相談
- ③教育相談室（にこにこルーム）前へ「きかせてボックス」設置
- ③年間3回のいじめアンケート調査の実施（内1回は無記名式で行う。）
- ④いじめ発見チェックシートの活用
- ⑤学校便り、保護者会等を活用した保護者への啓発と情報提供依頼
- ⑥個人面談の実施
- ⑦学校経営協力者会議による情報交換
- ⑧生活指導連絡における情報交換の実施
- ⑨校内委員会Ⅰ（ケース会議）を活用した問題行動等の把握
- ⑩教職員対象の研修会実施による資質向上

(3) 早期対応のための取組

①初期対応の取組

- ・学年、学団（校内委員会Ⅰ）等による情報共有及び解決策の立案と実施
- ・学校いじめ防止対策委員会への報告と解決策の提案

②被害児童への取組

- ・事実確認と解決策の提案
- ・保護者への連絡及び必要に応じた面談
- ・不登校となった場合の家庭訪問、面談、学習保障等（担任、学年）
- ・スクールカウンセラー等によるメンタルケア

- ・解決後およそ3ヶ月間の経過観察

③加害児童への取組

- ・事実確認と解決策の提案
- ・保護者への連絡及び必要に応じた面談
- ・必要に応じた関係機関との連携
- ・スクールカウンセラー等によるメンタルケア
- ・解決後およそ3ヶ月間の経過観察

④周囲の児童・生徒への取組

- ・事実確認のための聴取
- ・学級等における解決策の話し合い活動の実施
- ・いじめ防止のための授業の実施
- ・スクールカウンセラー等によるメンタルケア

⑤その他（学校サポートチームとの連携、教育委員会・関係機関との連携、保護者・地域との連携等）

- ・学校いじめ対策委員会において関係機関への応援要請判断
- ・年間3回の学校サポートチーム連絡協議会開催
- ・PTA 運営委員会等における情報交換及び協議（必要時）
- ・教職員対象の研修会実施による資質向上

（4）重大事態への対処

小平市教育委員会への報告と連携を行うとともに、必要に応じて小平警察署への相談や通報、児童相談所、その他関係機関等との連携を行う。

被害の児童（生徒）に対しては、緊急避難措置等について検討・実施し、複数の教員による当該児童（生徒）の保護や情報共有の徹底を図る。また、加害の児童（生徒）やその保護者も含めた指導・支援を検討し、実施する。

4 校内における研修体制

- 学校いじめ防止基本方針の読み合わせ
- 月2回程度の生活指導連絡会におけるいじめ防止に関する対応研修（管理職・生活指導主任）
- 夏季休業中のロング研修

5 その他

- 学校評価にも「いじめ防止」に関する項目を設け、当該年度の取組について児童・保護者・学校関係者・教職員による評価を行う。
- 上記学校評価及び年度末評価を基に学校いじめ防止基本方針の見直し・改善を行い、次年度の方針を策定する。